

年度別住民監査請求監査実績

(平成23年度～令和2年度)

令和3年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施年度	件名	監査経緯	監査結果の概要	監査結果に対する知事等の対応
2	淀江産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査	R2.6.4 請求書受付 R2.6.8 請求書受理 R2.7.31 棄却、請求人に通知、公表	<p><本件請求に対する結論></p> <p>措置請求事項の「すくなくとも、この淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の実施が確定するまでは、予算執行すべきでない。」については棄却。</p> <p>措置請求事項の「センターに対しても、埋蔵文化財発掘調査を実施しないよう要請すべきである。」についても棄却。</p> <p><監査委員の判断></p> <p>ア 文化財保護法の観点からの違法又は不当性の検討結果</p> <p>文化財保護法における県の位置付けから、請求人の主張する趣旨を含め、不当性は認められない。</p> <p>イ 地方自治法第2条第14項の観点からの不当性の検討結果</p> <p>新たな地下水調査により関係事業の遂行が不可能となる可能性についてはあくまでもひとつの見解であり、具体的な科学的知見などの論拠もないことから、容認できない。地下水調査の結果が出るのを待ってから埋蔵文化財本調査を実施することは、県執行部において選択可能な政策又は方針のひとつに留まるものであって、これを選択しないからといって不当であるとまではいえない。</p> <p>また、仮に何らかの事情により関係事業が遂行できなくなったとしても、埋蔵文化財の発掘調査の結果自体によりこれまで不明であった情報が国民の知見として得られることとなり、無駄とまではいえない。</p>	—
元	なし	—	—	—
30	なし	—	—	—
29	なし	—	—	—
28	なし	—	—	—
27	産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について	H27.4.17 請求書提出(請求人：9名) H27.4.22 請求書受理 H27.6.10 知事に意見、請求人に通知、公表	<p>(1)</p> <p>ア 推進補助金の返還を求めることについては、理由がないものと認め、棄却。</p> <p>イ 運営費補助金について返還を求めることについては、証する書面の提出がなく、住民監査請求の要件を欠くため、却下。</p> <p>ウ 不完全な生活環境影響調査書(案)で住民説明等行ったことによる損害賠償請求については、住民監査請求の要件を欠く(県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じていない)ため、却下。</p> <p>(2)センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進めるよう働きかけることについて意見。 (当該意見は、法令上規定されているものではない。)</p>	—
26	なし	—	—	—

実施年度	件名	監査経緯	監査結果の概要	監査結果に対する知事等の対応
25	平成23年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について	H25.6.21 請求書提出 (請求人：4名) H25.6.28 請求書受理 H25.8.19 議長及び知事に勧告、請求人に通知、公表	(1)不適切な支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 (2)ガイドラインについて、領収書、会費の証拠書類の添付及び利用目的、理由等の記載、また、政務調査活動報告書への具体的な目的、内容、結果等をわかるように記載し、趣旨に沿った運用を徹底するよう意見。 (3)ガイドラインに定める按分率の記載について、按分の根拠を明確にすることや簡便な按分率の基準を示すこと等の検討を行うよう意見。	(1)について、平成21年度政務調査費収支報告書の修正がなされ、平成25年10月11日までに80,737円は返還された。 (2)について、平成25年9月27日に監査意見に沿って指針の所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。 (3)について、平成26年3月10日に監査意見に沿って指針の所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。
24	鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会に係る支出について	H24.7.10 請求書提出 (請求人：1名) H24.8.2 請求書受理 H24.9.7 知事に意見、請求人に通知、公表	(1)検討委員会の要綱設置及び検討委員会開催に伴う支出金の返還及び検討委員会の即時停止については、理由がないものと認め棄却。検討委員会での答申を無効にすることについては、住民監査請求の要件(財務会計上の行為でないため)を欠くため却下。 (2)県行政の中で慣行化している審議会等の要綱設置について、法的な考え方の整理を行うとともに、必要な法整備について国に働きかけていくことについて知事へ意見。 (当該意見は、法令上規定されているものではない。)	—
23	平成21年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について	H23.4.26 請求書提出 (請求人：3名) H23.5.2 請求書受理 H23.6.22 議長及び知事に勧告、請求人に通知、公表	(1)不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 (2)ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知することを勧告。	(1)について、平成21年度政務調査費収支報告書の修正がなされ、平成23年7月20日までに370,372円は返還された。 (2)について、平成23年9月26日に早見表の削除を含む所要の改正を行い、改正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。